

音更町道路の構造の技術的基準等に関する条例及び音更町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(音更町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正)

第1条 音更町道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年音更町条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び専用道路」を「、専用道路等」に、「第44条」を「第44条の2」に改める。

第4条中「第44条」を「第44条の2」に改める。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第44条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第44条の2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

(音更町道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 音更町道路占用料徴収条例（昭和63年音更町条例第10号）の一部を次のように改正する。

列表占用の期間が1月以上の場合の部法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
			その他のもの		7

		導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	540
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	340
			地下に設けるもの		200
		その他のもの			680

別表占用の期間が1月以上の場合の部法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改め、同表占用の期間が1月に満たない場合の部法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
			その他のもの		7
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	594
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	374
			地下に設けるもの		220
		その他のもの			748

別表占用の期間が1月に満たない場合の部法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。